

広情個審第84号
令和2年1月6日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年3月28日付け広市教学安セ第7号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第293号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成31年3月28日付け広市教学安セ第7号の諮問事案（諮問第293号事案）

平成30年8月6日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月21日付け広市教学安セ第5号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月15日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

通勤方法について開示せよ。

(2) 審査請求の理由

通勤方法は住所や職員番号などの個人に関する情報でなく不開示理由とならない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主な主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関は、対象公文書のうち、本人住所、職員番号、通勤方法の別、片道距離、算出基礎（認定課記入欄）認定金額及び認定距離、地図上の通勤経路について、次のとおり、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当することから、不開示とした。

① 本人住所

本人住所は、職員の居住地が記載されているため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に開示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

② 職員番号

職員番号は、採用年度や年齢が推測できるため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に関示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

③ 通勤方法の別

通勤方法の別は、通勤方法が記載されているため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に関示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

④ 片道距離

片道距離は、自宅から勤務場所までの片道距離が記載されているため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に関示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

⑤ 算出基礎（認定課記入欄）認定金額及び認定距離

算出基礎（認定課記入欄）認定金額及び認定距離は、通勤手当の認定金額及び認定距離が記載されているため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に関示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

⑥ 地図上の通勤経路

地図上の通勤経路は、実施機関が通勤手当認定の際、本人住所から特定中学校までの合理的経路を地図上で測定したものを添付したものであるため、個人に関する情報であり、これを開示した場合、既に関示している氏名と合わせて、特定の個人を識別する情報を公にすることとなる。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第1号該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、本人住所、職員番号、地図上の通勤経路、通勤方法の別、片道距離並びに算出基礎（認定課記入欄）認定金額及び認定距離が記載されており、このうち、本人住所、職員番号及び地図上の通勤経路については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、本件不開示部分のうち、通勤方法の別、片道距離並びに算出基礎（認定課記入欄）認定金額及び認定距離については、個人に関する情報ではあるものの、特定の個人を識別できるものとは認められないが、本件部分開示決定で既に開示している職員の氏名と組み合わせることによって、特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第1号に該当すると認められる。

(3) 請求人の主張について

請求人は、通勤方法の別は、住所や職員番号などの個人に関する情報ではなく、不開示理由にならない旨主張する。

しかしながら、通勤方法の別は、どのような経路、方法によって通勤しているかという個人の生活の状況等に関する情報であり、また何らかの交通用具を用いている場合にはその個人の財産の情報でもあるため、実施機関が個人に関する情報として扱ったことは妥当である。

なお、請求人は、通勤方法の別は条例第7条第1号ただし書きエ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することから、不開示情報から除外される旨主張しているものとも解されるが、通勤方法の別は職務遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書きエに該当するとは認められない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示決定としたことは妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 1 ・ 3 ・ 2 8	広市教学安セ第 7 号の諮問を受理 (諮問第 2 9 3 号で受理)
R 1 ・ 9 ・ 2 6 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 1 0 ・ 2 4 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 1 1 ・ 2 8 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 1 2 ・ 2 6 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授